

稲城市介護保険事業計画（第8期）
策定支援等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

- 1 業務名 稲城市介護保険事業計画（第8期）策定支援等業務委託
- 2 業務内容 稲城市介護保険事業計画（第8期）策定支援等業務委託仕様書のとおり
- 3 委託期間 令和元年契約締結日翌日から令和3年3月31日まで
- 4 契約限度額 総額6,454,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする
（うち、平成31年度（令和元年度）分3,248,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和2年度分3,206,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
消費税率10%とする）
- 5 実施形式 公募型プロポーザル方式

6 実施日程

(1) 募集開始日	令和元年8月21日(水)
(2) 参加申込書提出期限	令和元年9月6日(金)
(3) 質問受付期間	令和元年8月21日(水)～令和元年9月6日(金)
(4) 質問回答期限	令和元年9月11日(水)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和元年9月20日(金)
(6) 一次審査の結果通知	令和元年10月上旬
(7) プレゼンテーション	令和元年10月16日(水)
※プレゼンテーション時間については企画提案書提出順とする。	
(8) 二次審査結果通知	令和元年10月下旬

※ただし、各実施日については事務上の都合より変更する場合があります。

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) プロポーザル参加募集日から受託者確定日までの期間、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第61条の規定に基づく排除措置命令若しくは第62条の規定に基づく課徴金納付命令、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) プロポーザル参加募集日から受託者確定日までの期間、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査サービスにおける申請業種「125 市場・補償鑑定関係調査業務」の有効

な入札参加資格を有していること。

- (4) プロポーザル参加募集日から受託者確定日までの期間、稲城市指名業者停止措置要綱（平成24年1月27日市長決裁）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (5) 市町村第7期介護保険事業計画策定支援の契約実績を有していること。また、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』に精通し、現状分析、将来推計、ニーズ調査データ登録等の活用が出来ること。
- (6) プライバシーマーク（JISQ15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）認証を取得していること。

8 参加意思の確認方法

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加申込書（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和元年9月6日（金）午後5時必着
- (2) 提出先：「16 問い合わせ、企画提案書等提出先」参照
- (3) 提出方法：持参（平日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。
- (4) 辞退表明：参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和元年10月11日（金）（必着）までに辞退届（様式第6号）を提出すること。提出先は「16 問い合わせ、企画提案書等提出先」参照。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第2号）により、電子メールで受付を行う。

- (1) 提出期限：令和元年9月6日（金）午後5時必着
- (2) 回答：質問に対する回答は、令和元年9月11日（水）までに、参加の意思確認を行ったすべての事業者へ電子メールで回答する。

10 企画提案書の提出等について

- (1) 提出期限：令和元年9月20日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法：持参（平日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。分割提出は認めない。
- (3) 提出先：「16 問い合わせ、企画提案書等提出先」参照
- (4) 提出書類

ア 企画提案提出届（様式第3号）

※業務体制（管理責任者、担当者、会社としての業務サポート体制等）を記載すること。

イ 会社概要（任意様式、会社パンフレット可）

ウ 契約実績表（様式第4号）

※第6期以降の市町村介護保険事業計画策定支援業務の契約実績を記載すること。アンケート調査業務のみは実績として認めない。また、関連会社の実績は含めないこと。

エ 担当者経歴書（様式第5号）

オ 企画提案書（原則A4版）

※詳細は下記(5)を参照

カ 見積書（任意様式）

※企画提案書に記入する内容を踏まえ、本業務に係る経費とし、積算にあたっての根拠等を明示すること。年度別の見積額を記載すること。

キ プライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）の認証書の写し。いずれも取得済みの場合、その両方の写し。

(5) 企画提案書作成について

ア 体裁は原則A4版（A3版折込可）片面印刷とし、横書きとする。

イ 枚数制限は20ページ以内（ページ番号を付すること）とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。なお、表紙及び目次は枚数に含めないこと。

ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

エ 業務実施フロー及び工程表（スケジュール）を記載すること。

オ 「4 契約限度額」の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた項目以外であっても提案可能とする。

カ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。

キ 略語や専門用語については、脚注を付記すること。

(6) 作成部数

正本1部、副本8部（正本コピー可）を提出すること。

(7) 企画提案書の修正

提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

11 審査方法

稲城市に企画提案選定委員会を設置し、審査を行う。ただし、確認の結果、見積書の総額及び年度毎の見積額が「4 契約限度額」の上限を超えている場合及び「7 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

12 企画提案の選定

(1) 一次審査

一次審査は、審査基準に基づき、企画提案書、見積価格について審査日して点数化し、評価点の上位3者程度を一次審査通過者とする。一次審査の結果については、令和元年10月上旬頃、書面にて通知する。審査経過及び結果へのいかなる問い合わせには応じない。

(2) 二次審査

二次審査は、提出された書類に加えプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に審査する。

ア 日時：令和元年10月16日（水）

イ 場所：市が指定する場所

ウ 設備：机・椅子・プロジェクター・スクリーン（一面）は、市が用意するが、それ以外の必要な機材一式は提案者が用意すること。

エ 内容：提案者による企画提案書の説明（20分）及び質疑応答（数分）。説明及び質疑応答は非公開とする。

オ 説明者：4名以内。説明者及び質疑応答の回答者は、当該業務に携わる予定の主担当者が行うこと。

カ 審査結果の通知：令和元年10月下旬頃、書面にて通知する。審査経過及び結果へのいかなる問い合わせには応じない。

キ その他：説明は、提出された企画提案書を基に実施するものとし、追加資料の配布はできない。

(3) 選定

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案を委託契約者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、企画提案選定委員会の協議により選定する。

稲城市は、契約予定者として選定された者と業務の詳細等を協議のうえ、改めて見積書を徴取し、随意契約を締結する。

また、最高得点者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

13 選定評価基準の主項目

- ・提案内容
- ・実施体制
- ・事業受注実績
- ・見積金額
- ・情報資産保護体制
- ・プレゼンテーションの内容

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、企画提案選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。

- (3) 本プロポーザルに関する一連の資料は、稲城市情報公開条例に基づき、公開される場合がある。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、参加者は異議を申し立てることはできない。
- (8) 参加者が1者の場合においても審査を実施する。
- (9) 別途定めるプロポーザル評価基準による参加者の評価点が6割を超えなかったときは、契約を締結しない。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜稲城市が判断するものとする。

16 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署：稲城市 福祉部 高齢福祉課 介護保険係（担当：内島(うちじま)・鴫田(ときた)）

住 所：〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

電 話：042-378-2111（内線：282、283）

F A X ：042-378-5677

E-Mail：koureifukushi@city.inagi.lg.jp

以下余白